

福島市上下水道局競争入札心得

(目 的)

第1条 福島市上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事又は製造の請負契約に係る一般競争（以下「一般競争」という。）及び請負契約及び物品の調達契約に係る指名競争（以下「指名競争」という。）による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令の定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札に参加するものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とし、その納付等については、別に定めるところによる。ただし、一般競争入札に参加しようとする者のうち、福島市上下水道局会計規程（令和8年水管規程第11号。以下「規程」という。）第167条の規定に該当する者については、これを免除する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書、仕様書、特約条項、契約の方法及び入札条件を、また、公告により行われる入札の入札参加者は公告事項を熟知のうえ入札しなければならない。

2 第1項の趣旨に基づく現場説明会又は図書等の閲覧を行う場合、現場説明会を欠席した入札参加者又は図書等の閲覧をしなかった入札参加者は当該入札に加わることができない。

3 請負契約の入札参加者については、前項に加え、設計図書等及び現場等を熟知するとともに、請負契約の内工事請負契約の入札参加者については、福島市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。

4 入札参加者は、所定の日時、場所に入札参加者本人が出席して入札書（様式1）を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

5 入札参加者は、契約権者が必要であると認めるときは、書留郵便による入札を行うことができる。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式2）を持参させ、確認を受けなければならない。

7 一般競争入札の入札参加者は、入札の執行に先立ち、競争入札参加資格確認通知書（写しでも可とする。）を提示しなければならない。

8 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札代理人」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

9 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2ヵ年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 10 入札参加者又は入札代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

- 第4条 指名を受けた者又は一般競争入札参加資格の確認を経て資格がある旨通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者又は一般競争入札参加資格の確認を経て資格がある旨通知を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- 一 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式3）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名及び競争入札参加資格の認定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は

入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の不成立)

第7条 指名競争入札執行時に、指名された者が辞退等により応札者が1人となったときは、その入札は不成立とする。ただし、第10条に規定する再度入札執行時はこの限りではない。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争入札参加資格のない者の入札
- 二 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者の入札
- 三 郵便による入札（第3条第5項の規定による入札を除く。）
- 四 委任状を持参しない代理人の入札
- 五 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 六 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書(積算内訳書)（様式4）
その他の資料(以下「添付資料」という。)を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- 七 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- 八 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- 九 記名押印を欠く入札
- 十 金額を訂正した入札
- 十一 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 十二 入札に関する条件又は局において特に指定した事項に違反した入札
- 十三 入札について談合その他不正な行為があったと認められる入札
- 十四 公序良俗に反すると認められる入札
- 十五 入札者から錯誤の申出があり、局が正当な事由があると認めた入札
- 十六 入札書及び委任状、添付書類において当該入札と関係のない事項の記載がある入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者とする。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札の回数は原則として、一般競争と指名競争とを問わず1回を限度とする。なお、この限度内において落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地公法施行令」という。）第21条の13第1項第8号の規定による随意契約に移行する場合を除き、指名替えなどにより改めて入札を行う。ただし、一般競争において再度入札の限度内において落札者がいないときは、地公法施行令第21条の13第1項第8号の規定による随意契約に移行する場合を除き、再度公告をし、改めて入札を行う。
- 3 初度入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(契約の非締結等)

第11条 上下水道事業管理者は、落札の決定後から契約締結の日までに落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。次項において同じ。）が局の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ（法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等）、局の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該契約を締結しないものとする。

(契約書等の提出)

- 第12条 契約書を作成する場合において、落札者は落札決定後、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印、関係書類を添えて10日以内に契約権者に提出しなければならない。
- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後、10日以内に契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

(契約保証金)

第13条 規程第149条に定める契約保証金の納付等については、請負代金の100分の10以上の額とし、次に掲げるいずれかの保証を付するものとする。

なお、第14条に定める連帯保証人を立てるときは、契約保証金の全部の納付を免除することができる。

第1号 契約保証金の納付

第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出

第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証

第4号 公共工事履行保証証券による保証

第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結

(連帯保証人)

第14条 工事請負契約を除く契約について、規程第153条第1項に規定する連帯保証人は、契約人に代わって、自らその請負業務又は給付を完成し又は履行することを保証するものとし、その資格については規程第153条第2項の規定により、局の入札に加わることにについて、その保証しようとする契約人と同等以上の資格を有する者を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。

3 第1項に規定する連帯保証人を立てた契約人は、当該連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、規程第153条第3項の規定により、当該事由が生じた日から5日以内に、新たに連帯保証人を立てなければならない。

一 連帯保証人が、死亡し、又は解散したとき。

二 連帯保証人が、第1項に規定する資格を失ったとき。

(契約保証金の納付を免除することができる場合)

第15条 第13条及び第14条の規定を除き、契約保証金の納付を免除することができる場合は以下の通りとする。

1 随意契約を締結する場合であって、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 約金額が500万円未満の工事契約を締結する場合において、落札者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるものであるとき。

3 その他管理者が認めるとき。

(建設業退職金共済制度への加入)

第16条 局発注工事を落札し、工事請負契約を締結する際は、原則として「建設業退職金共済組合」と、共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書

を提出しなければならない。証紙購入額は次を基準とする。

- 一 土木工事は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の1000分の2
- 二 建築工事（設備工事を含む。）は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の1000分の1.5

（異義の申立）

第17条 入札をした者は入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（共同企業体に関する事項）

第18条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

（補則）

第19条 この心得に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この心得は、平成13年4月1日から施行する。

福島市水道局指名競争入札心得は廃止する。

附 則 平成18年3月17日から施行する。

附 則 平成20年4月1日から施行する。

附 則 平成21年5月1日から施行する。

附 則 平成23年7月1日から施行する。

附 則 平成31年4月1日から施行する。

附 則 令和6年4月1日から施行する。

附 則 令和7年4月1日から施行する。

附 則 令和8年4月1日から施行する。

附 則 令和8年8月21日から施行する。